

(標準引越運送約款の一部改正)

第三条 標準引越運送約款(平成二年運輸省告示第五百七十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものである当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(引渡しができない場合の措置)

第十一条 当店は、荷受人又は代理受取人（以下「荷受人等」という。）を確認することができないとき、又は荷受人等が荷物の受取を拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

2 (略)

(指図)

第十三条 (略)

2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは行使することができません。

(事故の際の措置)

第十五条 (略)

2 当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

3 6 (略)

7 当店は、荷物の一部の滅失又は損傷を発見したときは、荷送人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第十七条 当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延に関し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日（滅失のときは見積書に記載した引

改正前

(引渡しができない場合の措置)

第十一条 当店は、荷受人又は代理受取人（以下「荷受人等」という。）を確認することができないとき、又は荷受人等が荷物の受取を怠り若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

2 (略)

(指図)

第十三条 (略)

2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡した時に消滅します。

(事故の際の措置)

第十五条 (略)

2 当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

3 6 (略)

7 当店は、荷物の一部の滅失又は損傷を発見したときは、荷送人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第十七条 当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延に関し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日（滅失のときは見積書に記載した引

渡日) から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

(事故等と運賃、料金)

第二十条 (略)

2 (略)

3 当店は、荷物の一部の滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合において申込みに係る運送を続行した場合は、運賃等の全額を収受します。

4 当店は、第十五条第一項に規定する荷物の全部の滅失又は同条第二項に規定する荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷が生じた場合は、当該事故が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を収受します。

5 (略)

(責任と挙証等)

第二十二條

当店は、荷物の受取(荷造りを含む。)から引渡し(開梱を含む。)までの間にその荷物その他のものが滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が遅延したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、開梱、受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(免責)

第二十三條 当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一 八 (略)

(引受制限荷物等に関する特則)

渡日) から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

(事故等と運賃、料金)

第二十条 (略)

2 (略)

3 当店は、荷物の一部の滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合において申込みに係る運送を続行した場合は、運賃等の全額を収受します。

4 当店は、第十五条第一項に規定する荷物の全部の滅失又は同条第二項に規定する荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷が生じた場合は、当該事故が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を収受します。

5 (略)

(責任と挙証等)

第二十二條

当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物その他のものの滅失、損傷又は遅延につき損害賠償の責任を負い、速やかに賠償します。

(免責)

第二十三條 当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一 八 (略)

(引受制限荷物等に関する特則)

第二十四条 第四条第二項各号に掲げる荷物については、当店がその旨を知って引き受けた場合に限り、当店は、当該荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

2 貴重品、壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物（第四条第二項各号に掲げるものを除く。）については、荷送人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、かつ、当店が過失なくしてその存在を知らなかった場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた当該荷物の滅失若しくは損傷又は当該荷物により生じた他の荷物の滅失、損傷若しくは遅延について、損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第二十五条 荷物の一部の滅失又は損傷についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を発しない限り消滅します。

2 （略）

3 荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、当該荷物の運送に係る荷受人への荷物の引渡しの日から三月以内に、荷送人が、第一項の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

（損害賠償の額）

第二十六条 当店は、荷物の滅失又は損傷により直接生じた損害を賠償します。

2・3 （略）

（除斥期間）

第二十七条 荷物の滅失、損傷又は遅延についての当店の責任は、荷物の引渡しされた日（荷物の全部滅失の場合にあっては、その引渡しされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消

第二十四条 第四条第二項各号に掲げる荷物については、当店がその旨を知って引き受けた場合に限り、当店は、当該荷物の滅失、き損又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

2 貴重品、壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物（第四条第二項各号に掲げるものを除く。）については、荷送人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、かつ、当店が過失なくしてその存在を知らなかった場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた当該荷物の滅失若しくはき損又は当該荷物により生じた他の荷物の滅失、き損若しくは遅延について、損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第二十五条 荷物の一部の滅失又はき損についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を発しない限り消滅します。

2 （略）

（新設）

（損害賠償の額）

第二十六条 当店は、荷物の滅失又はき損により直接生じた損害を賠償します。

2・3 （略）

（時効）

第二十七条 荷物の滅失、き損又は遅延についての当店の責任は、荷受人等が荷物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。

滅します。

2|| 前項の期間は、荷物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

3|| 荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を本店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日までに延長されたものとみなします。

2|| 前項の期間は、荷物の全部が滅失した場合においては、見積書に記載した引渡日からこれを起算します。

3|| 前二項の規定は、本店がその損害を知っていて荷受人等に告げなかった場合には、適用しません。